



顧問先各位

<ご一読推薦者>

- ☒ 経営者
- ☒ 経理担当者
- ☒ 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

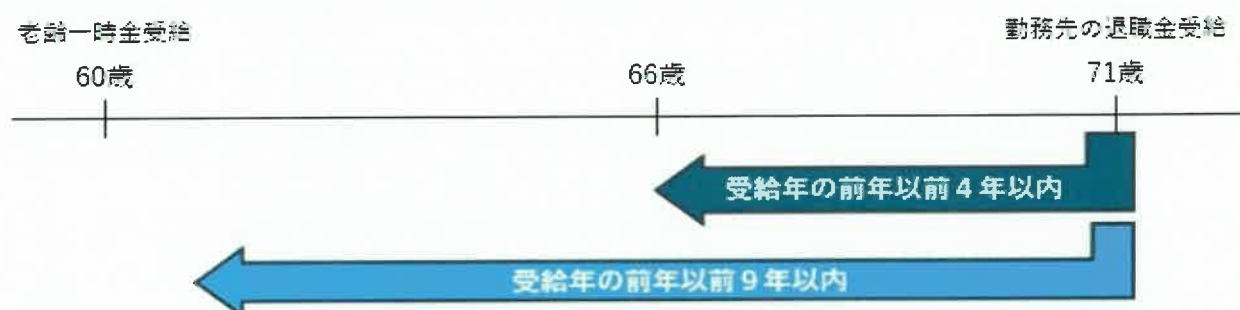
F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

退職所得課税についての見直し

DC一時金 iDeCo 等(確定拠出年金に係る老齢一時金)を受給した後に、退職一時金を受給した場合の退職所得控除の調整計算について、課税の公平性の観点から改正がありました。令和 8 年 1 月 1 日以後に DC 一時金を受け取り、その日以降に発生する退職所得に対して適用されます。

現行では DC 一時金と退職一時金の期間が約 5 年空いている場合には、DC 一時金も退職一時金も退職所得控除を満額使用することが出来ましたが、今回の改正で、その期間が約 10 年空いていなければ、退職一時金の受給時に退職所得控除を満額使用することは出来なくなりました。



なお、先に退職一時金を受給した後に、DC 一時金を受給した場合は、退職一時金と DC 一時金の期間が約 20 年空いていなければ、DC 一時金の受給時に退職所得控除を満額使用することは出来ませんので、ご注意ください。

協調支援型特別保証制度について

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決を図る保証制度とされています。令和 10 年 3 月末までの時限制度です。通常の保証料より低い保証料で利用できます。

申込人の資格要件は、下記 2 点です。(1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上(融資期間 12 か月以上)のプロパー融資を受けること。(2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

保証金額は 2 億 8,000 万円、資金使途は事業資金、保証期間は一括の場合は 1 年以内、分割の場合 10 年以内、山梨県の信用保証料率は令和 7 年 3 月 14 日から令和 8 年 3 月 31 日までは 0.23%~0.95%となります。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。